

お客さま 各位

「通帳未記入取引明細票」の取扱変更に関するお知らせ

当組合では、普通預金などで一定件数のお取引明細を一定期間通帳記帳されない場合、お客さまのお預入明細とお引出明細をそれぞれ合算集約し、「入金合計」「出金合計」として通帳に出力させていただいており、合算集計されたお取引明細については「お取引明細（通帳未記入分）のお知らせ」として、お申出いただいたお客さまに対し店頭でお渡しする取扱をさせていただいております。

このたび、上記取扱について平成25年12月末日をもって中止し「お取引明細（通帳未記入分）のお知らせ」の作成を行わないことといたしましたのでお知らせいたします。平成26年1月以降は、お客さまから所定の依頼書にてお申出を受けた場合にのみ、「お取引明細（通帳未記入分）のお知らせ」に代わる明細表を作成する取扱に変更させていただきます。

合算集約されたお取引明細の交付を希望されるお客さまは、最寄りの本支店窓口「通帳」と「交付を希望される口座のお届け印」「本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）」をご持参のうえ、ご来店いただきお申出ください。

なお、「取引明細表」の作成には多少の日数を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点につきましては、最寄りの本支店窓口までお問合せください。

お客さまにおかれましては、この趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

平成25年11月 吉日

 **長崎三菱信用組合**